

佐賀市上下水道局広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、佐賀市上下水道局（以下「上下水道局」という。）の広報物を広告媒体として有効に活用することにより新たな財源を確保し、市民サービスの維持及び向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 以下に規定するもののうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 上下水道局のホームページ

イ 上下水道局が発行する広報誌及び印刷物

ウ その他広告媒体として活用できるもので佐賀市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認めるもの

(2) 広告掲載者 広告媒体に広告を掲載又は掲出する者をいう。

(3) 広告仕様 広告掲載に係る広告物の内容、デザイン、形状等をいう。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第3条 上下水道局の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持つてるものでなければならない。

(広告掲載の基本原則等)

第4条 広告を掲載する場合は、法令の遵守、消費者の保護、青少年の健全育成、商取引の安全性の確保、地域社会及び地域経済の健全な発展等を図るため、次に掲げる基本原則に適合するものでなければならない。

(1) 公正で真実なものであること。

(2) 広告の受け手に不利益を与えないものであること。

(3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。

(4) 品位を保ち、健全な社会風紀を尊重したものであること。

(5) 本市の条例及び関係諸法令並びに社会秩序を遵守するものであること。

(6) 掲載又は掲出がされた広告の内容に係る一切の責任は広告主にあり、市は責任を負わないものであること。

2 次に掲げる事項に該当する広告については、広告掲載しない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治性のあるもの

(4) 宗教性のあるもの

- (5) 社会問題についての主義主張を含むもの
 - (6) 個人又は法人の名刺広告
 - (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
 - (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
 - (9) その他広告掲載をする広告として不相当であると管理者が認めるもの
- 3 前2項に定めるもののほか、広告掲載の範囲及び広告掲載者に関する基準については、別に定めるものとする。

(広告媒体、広告の規格及び広告掲載場所等)

第5条 広告の規格、掲載場所、募集方法、選定方法及び掲載料については、広告媒体ごとに別に定める。

(広告の募集方法等)

第6条 広告の募集方法、選定方法等については、それぞれの広告媒体を所管する課長(以下「所管課長」という。)において定め、総務課に合議する。

(広告掲載の承認等)

第7条 広告を掲載しようとするときは、掲載しようとする広告仕様、その原稿及びそれに伴う資料をあらかじめ管理者に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認にあたっては、広告仕様及びその他必要な事項について審査し、承認を行うに際して、広告仕様の変更を指示し、又は必要な条件を付することができる。

(審査機関)

第8条 広告媒体への広告掲載を適正に管理するため、佐賀市上下水道局広告審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

(1) 委員長 副局長

(2) 副委員長 総務課長

(3) 委員 業務課長、所管課長、企画係長及び委員長が指名する所管課の職員1名以上

- 3 委員長は、会務を総理する。

- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第9条 委員長は、所管課長の求めに応じ、又は委員長が必要があると認めたときは、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、広告媒体を所管する課において処理する。

(広告掲載者の責任)

第11条 広告内容に関する一切の責任は、広告掲載者が負うものとする。

2 前項に関する経費は、広告掲載者の負担とする。

3 広告掲載者は、広告掲載後、その責めに帰する事由により、上下水道局に損害を与えた場合は、上下水道局の請求によりその損害を賠償するものとする。

(広告掲載料)

第12条 広告掲載料は、類似した広告の掲載に係る市場価格や他の契約事例、公益性等を勘案し、広告媒体ごとに管理者が定める。

2 広告掲載料は、管理者が指定する期日までに、上下水道局が発行する納入通知書により納入しなければならない。

(期間の計算)

第13条 広告掲載に係る契約期間に1月未満の端数があるときは、その端数については日割計算とする。

2 前項の日割計算については、30日をもって1月とする。

(広告承認の取消等)

第14条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の承認を取消又は掲載の停止をすることができる。

- (1) 広告掲載者が、第7条第2項に規定する指示又は条件に従わないとき。
- (2) 第12条第2項に定める指定する期日までに広告掲載料の納入がなかったとき。
- (3) 広告掲載者が第4条第3項の基準に適合しないことが判明したとき。
- (4) 掲載の承認を行った後に関連する法令の改正等により、広告の内容がこの要綱に抵触したとき。
- (5) 広告掲載者が書面により、広告掲載の取下げを申し出たとき。
- (6) 広告掲載者が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき、倒産等により広告を掲載する必要が無くなったときなど、特に必要があると管理者が認めるとき。

(広告掲載料の還付)

第15条 既納の広告掲載料は還付しない。ただし、広告掲載者の責めによらない理由によって広告の掲載ができなかった場合は、この限りではない。

(補則)

第16条 この要綱の実施に関し必要な事項は、管理者が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。